

### 14 誤記とは認められない不実の日付の記載と遺言書の効力

このように、日付の誤りが誤記に過ぎないのであればその遺言書は有効だが、誤記とは認められない、不実の日付の記載をすれば上記8で説明したとおり無効になる。そして、後者に該当し遺言が無効とされた裁判例として【331】東京高裁平成5年3月23日があり次のとおり判示した。「本件遺言書にはその作成日として昭和56年4月4日と記載され…、本件遺言書には遺言執行者に指定された（A）の住所として、…と記載されているが、（A）が右住所に転居したのは昭和57年12月であることが認められ、…（遺言者）は、（A）が右転居をした以後に、実際に作成した日と異なる日を作成日とする遺言書を作成したものと認められる。そして、…本件遺言書が実際に作成された日及び実際の作成日と異なる日を作成日と記載された理由は明らかでないが、2年近くも遡った日を記載しているところから見ると、単なる誤記ではないものというべきであって、かかる不実の日附の記載のある遺言書は、作成日の記載がない遺言書と同視すべきものであるから、本件遺言は…無効と解すべきものである。」

### 15 危急時遺言の日付の記載の要否

なお、危急時遺言については、法文上日付の記載は要求されていないのでこれを欠いても遺言書は無効とはならない。このことを確認した裁判例として、【154】最高裁昭和47年3月17日があり（ただし本件の第一審【143】長崎地裁昭和44年12月25日は日付に誤りがあったことを理由に遺言を無効とした。）、「遺言者が口授した遺言の趣旨を記載した書面に、遺言をした日附ないし証書を作成した日附を記載することが右遺言の方式として要求されていないことは、（民法976条）の規定に徴して明らかであって、日附の記載はその有効要件ではないと解すべきである。…遺言書作成の日として記載された日附に正確性を欠くことがあったとしても、直ちに右の方式による遺言を無効ならしめるものではない。そして、遺言のなされた日が何時であるかは、書面に日附が存在せず、また日附の記載の正確性に争いがあっても、これに立会った証人によって確定することができる…。」と判示した。

## 第6 「全文」・「自書」の要件

### 1 意義・趣旨

ここまでで「氏名」、「押印」及び「日付」の要件について主に裁判例を引用しながら解説してきたが、法はこれら「全文」の「自書」を要求している。ここに「全文」とは、「遺言書の実質的内容たる遺言事項を表した部分」のことである。そして、「自書」とは「自分で書く」ことであり、自分で書いたものであるからこそ、そこには作

成者の真意が表れていると評価できるし、その筆跡によって誰が書いたものかが分かる。

この自書性の要件の趣旨について、【492】東京地裁平成27年3月31日は、「民法968条1項は、自筆証書による遺言は、遺言者による全文、日付及び氏名の自書、押印を要求しているところ、全文につき遺言者の自書が要件とされるのは、筆跡により本人が書いたと判定でき、遺言が遺言者の真意に出たものであることを書面自体から明らかにできるからであると解される。」と判示し、また、【231】大阪高裁昭和58年3月16日は、「民法が自筆証書遺言を認めた理由は、筆跡の特徴は容易に他者の模倣を許さないので、筆跡鑑定により、遺言者の筆跡であるか他者の筆跡であるかを、比較的容易に判定でき（その結果、証書の偽造・変造を防止でき）、従って、遺言者の真意を確認できるからである。…（この）立法理由から、文字を読み理解する能力のある遺言者がその意思に基づき遺言内容を他者に口述して逐一筆記させ、その書面を確認のうえ押印したことが証明された場合でも、右書面は自筆遺言証書として無効である。右の場合、遺言者に自書能力（自筆能力）があっても、その自書能力は発揮されていない。」とそれぞれ判示しており参考になる。

## 2 民法改正と「全文」・「自書」の例外

なお、平成31年1月13日に施行された改正民法では、上記全文自書の例外として、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録（財産目録）を添付するときは、その目録については自書しなくてもよいことになった（新設された民法968条2項「前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産…の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の每葉…に署名し、印を押さなければならない。」）。

この点に関連して、かつて【240】東京高裁昭和59年3月22日は、「タイプ印書された右不動産目録は、本件遺言書中の最も重要な部分を構成し、しかも、それは遺言者自身がタイプ印書したものでもないのであるから、右遺言書は全文の自書を要求する民法…の要件を充足しないことが明らか…」として、自筆証書遺言を無効としたことがあったが、実際に遺産目録を全て自筆で書くことの困難性を考えると、上記改正によって目録の「自書」が緩和されたことは上記弊害を除去するものとして妥当といえよう。

大学の法学部の講義であったか詳しいことは忘れたが、「自書」の意義について、これを仮に「遺言者が自らの『手で』これを筆記すること」と定義したとすると、そこから生じる疑問として、「手」以外の例えば「足」や「口」を使って書いた場合には「自

書」とはいえないのか、という問題があるという話を聞いたことがある（筆者が調べた限りではこのことが問題となった裁判例はないが、手が不自由な方や両手が一時的に使えない場合もある以上、常識的に考えて自書性を否定する必要はないと思われる。）。一般の人がこの話を聞けば、屁理屈としか聞こえないかもしれない。ただ、そもそも日本の法学は伝統的にドイツ法学を受け継ぎ（東京帝国大学法学部等）、ドイツではいわゆる「概念法学」という考え方方が主流であるから、各法律用語の定義（概念）が極めて重要なのである。すなわち、ある法律用語（この場合「自書」）にある一定の定義を与えたとすると、その内包と外延が直ちに問題となり、上記のような問題意識が生じ、これが概念法学の持つ一種の欠点ともいえる。なお、日本の私立大学の法学部で最も古いのは東京法学社（現法政大学）（フランス法系）であり、二番目は専修学校（現専修大学）（イギリス法系）である。

### 3 目の見えない人の「自書」の可否

目の見えない者が自筆証書遺言を作成することができるかという点に関しては、【280】最高裁昭和62年10月8日が下記のとおり判示しこれを認めている。「自筆証書遺言…が有効に成立するためには、遺言者が遺言当時自書能力を有していたことを要するものというべきである。そして、右にいう『自書』は遺言者が自筆で書くことを意味するから、遺言者が文字を知り、かつ、これを筆記する能力を有することを前提とするものであり、右にいう自書能力とはこの意味における能力をいうものと解するのが相当である。したがって、全く目の見えない者であっても、文字を知り、かつ、自筆で書くことができる場合には、仮に筆記について他人の補助を要するときでも、自書能力を有するというべきであり、逆に、目の見える者であっても、文字を知らない場合には、自書能力を有しないというべきである。」

### 4 他人が作成した書面に遺言者が署名した場合の効力

「自書」性の要件に関する裁判例は下記のとおり極めて多い。

表題が「遺言証書」となっているが受遺者が記載した書面に、遺言者が署名しその名下にその実印を捺印したとしてもそれは遺言書ではなく死因贈与であるとした裁判例として、【83】名古屋高裁金沢支部昭和30年2月28日（上告審：【92】最高裁昭和32年5月21日）がある。この事案では、全文自書の要件を欠いていることが明白であり当然であろう。

これと似た事案として、字の書けない人（「無筆（むひつ）」ともいう）が、他人の

書いた原稿を写して遺言書を作成した場合の有効性について、【118】秋田家裁大曲支部昭和37年6月13日はこれを有効とする余地があることを認めた。しかしながら、完全に無筆であり、文字を文字として理解せず、ただその形を写して遺言書の体裁を整えただけという事案（ただこれは教室事例であり、まず現実にはありえないだろう。）が仮にあったとすれば、上記【280】最高裁昭和62年10月8日がいう「自書能力」がない以上、無効とせざるを得ないと考える。

## 5 カーボン紙の使用と「自書」

カーボン紙を使用した遺言書は「自書」といえるかという問題がある。

【305】仙台地裁気仙沼支部平成2年10月4日は、この問題点について、「本件遺言書…は、カーボン紙による複写であるが、その経緯は不明であるものの、これが偽造と結びつくような状況はうかがわれないし、右複写の筆跡が（遺言者）のものであることは認められるところ、自書については記載する方法手段に特別の制限はなく、カーボン紙による複写は本人の筆跡が残り、その意思に基づく記載かどうかの判定は比較的容易であると考えられ、かつ、加除変更の危険も少ないと考えられるから、本件遺言書…も（遺言者）の自書にあたるということができる。」と判示して有効とし、控訴審の【320】仙台高裁平成4年1月31日も、「カーボン紙を用いることも自書の一つの手段方法と認められるというべきであり…、カーボン紙による複写であっても本人の筆跡が残り筆跡鑑定によって真筆かどうかを判定することが可能であって、偽造の危険性はそれほど大きくなことが認められる…」と判示して有効とした。上告審（【339】最高裁平成5年10月19日）も「本件遺言書は、（遺言者）が遺言の全文、日付及び氏名をカーボン紙を用いて複写の方法で記載したものであるというのであるが、カーボン紙を用いることも自書の方法として許されないものではないから、本件遺言書は、…自書の要件に欠けるところはない。」と判示してやはり有効とした。

なお、カーボン紙による遺言書の作成については、【360】東京地裁平成9年6月24日が次のとおり判示しており注目される。「一枚作れば足りる遺言書をカーボン複写の方式で作成することは、それ自体が極めて異例なことである。しかも、その方式は、…筆記具で書面に直接記載された場合に比較して、偽造が判明しにくいものであることを考えると、遺言書がカーボン複写の方式により作成されている場合において、それが真正に作成されたものであるかどうかについて争いがあるときは、筆記具で書面に直接記載された場合に比べ、それが真正に作成されたものであるかどうかについて、より慎重な認定を必要とする。」

[122]	東京地裁平成29年2月7日判決（平成26年（ワ）第8734号）
裁判所の 判 断	Aは、本件遺言書作成前後を通じて意識レベルはクリアであり、会話が成立する状況であったこと、a社の経営はAの親族によるものであり、そのa社を親族であるY <sub>1</sub> に残したいと考えることは自然なことであり、遺言内容が不合理不自然なものとは認められないこと、本件遺言書作成について、Aが主体的に関与していることが窺われること、本件遺言内容が単純であることから、遺言能力が認められた。
争 点	1 遺言能力の有無、2 方式違背
結 論	有効
遺言年月日	平成25年2月21日 平成25年5月4日死亡
遺言書種別	公正証書
病名等	アルコール依存症 アルコール性肝障害 肝性脳症 転移性脳腫瘍 遺言時61歳 男性
当事者	X：Aの妻 Y <sub>1</sub> ：Aの姉 Y <sub>2</sub> ：AとY <sub>1</sub> の友人 Y <sub>3</sub> ：Aの世話をしていた者
遺言内容	a社の株式全て及びa社に対して有する債権の全てをY <sub>1</sub> に相続させる内容。
症 状	平成24年12月18日アルコール依存症により入院。貧血、アルコール性の肝障害等あり。意識は悪くなかった。平成25年1月11日頃、肝性脳症が出現し、意識レベルを悪くしていると判断された。投薬治療により16日には改善傾向となった。平成25年1月幻覚が見えている様子があったが会話は成立した。平成25年2月意識レベルはクリア。
エピソード	Aは本件遺言公正証書作成の前後を通じて、経営していたa社に関する打合せ等をしていた。
頭部画像 所 見	転移性脳腫瘍（平成25年1月16日）
医師の 所見・鑑定	家族に連絡を要する状況ではなかった。ある程度は落ち着いていると考えてはいた（本件遺言公正証書作成前後頃）。
遺言作成 状 況	Aは、Y <sub>1</sub> とは全く面識が無く、Aが前妻との離婚に関して委任した弁護士に、遺言書作成についてY <sub>1</sub> に相談させた上、そのアドバイスに基づいて公正証書遺言を作成することとし、公証人からの質問に対して着実に回答した。そのことから、公証人は、医師からAの判断能力の所見を聞く必要は全くないと思った。

[123]	東京地裁平成29年2月27日判決（平成27年（ワ）第11165号）
裁判所の 判 断	Aは平成21年頃から態度が一貫しており、Xに対して不満を募らせていたと推認できること、看護師や医師らと意思疎通ができ、記憶力もあったこと、平成25年7月頃、Aに依頼された弁護士が訴訟を提起したこと、本件遺言の内容が単純であることから、Aの遺言能力が認められた。

争 点	遺言能力の有無
結 論	有効
遺言年月日	平成25年6月18日 平成27年2月10日死亡
遺言書種別	公正証書
病名等	両感音性難聴 心臓機能障害 認知症(アルツハイマー型もしくは混合型) 遺言時88歳 男性
当事者	X : Aの長男 Y : Aの長女
遺言内容	A所有の不動産、現金、預金等、一切の財産をYに相続させる内容。
症 状	平成24年3月以降、失禁が見られた。平成24年5月頃から、排尿のために挿入したカテーテルを自分で抜いてしまい、尿を部屋にまいてしまう、夜中や早朝に大声を出す等の行動があった。Aは合理的・具体的な要望ができ、記憶能力、意思疎通能力も保たれていた。
エピソード	Aは平成21年10月5日に遺言公正証書を作成していたが、その内容は既にXに相当不利なものであり、またそれ以前にXA間でなされた不動産に関する合意に反するものだった。Xは、Aが一人暮らしに困難になってきて老人ホームに入居した平成13年以降、年に2度ほどしかAと面会せず、またAが平成24年2月13日に術中の死亡も相当程度考えられる大動脈弁置換手術を受けた時、立ち会わなかった。平成25年7月頃、AはXに対して敷地明渡し請求訴訟を提起する際に、弁護士と直接面談し、訴訟委任状に自署・押印をした。
遺言作成 状 況	平成25年6月18日公証人はAをYから引き離した上で会話によって本件遺言を確認して、聞き取りをした。公証人はAが平成21年に作成した遺言を変更する動機についても具体的に聞き取っていた。
認知症 スケール等	日常生活自立度Ⅲ（平成24年5月21日） HDS-R16点（平成25年4月2日） MMSE19点（平成25年4月2日） 要介護4（平成25年5月8日）

[124]	東京地裁平成29年5月12日判決（平成28年（ワ）第26052号）
裁判所の 判 断	本件遺言作成当時のAにかかる個別具体的な精神的状況については証拠によっても何ら明らかにされていないこと、平成26年にY <sub>3</sub> 及びY <sub>4</sub> が提起した訴訟からは、Yらにおいても、Aによって有効に本件遺言が行われたことを当然の前提としていたものということができることから、Aの遺言能力が認められた。Yらは、Aが自らと同じ姓ではない者に遺贈する意思はなかったところ、Xが弁護士になったと誤信して、本件遺言をした旨主張するが、本件遺言には、受遺者として「X（遺言者の姪・○○の長女）」と明示され、姓の異なるXに遺贈する趣旨であったことは明らかであること、また、借入金債務の額の記載に正確性を欠くところがあった可能性はあるものの、本件遺言には「一切の財産」及び「一切の債務」と記載されており、本質的な意思に齟齬はないということができることから、錯誤は認められなかった。

争 点	1 遺言能力の有無、2 錯誤の有無
結 論	有効
遺言年月日	平成26年1月23日 平成26年2月15日死亡
遺言書種別	公正証書
当事者	X : Aの姪の長女 Y <sub>1</sub> ないしY <sub>7</sub> : Aの相続人 Y <sub>8</sub> ないしY <sub>11</sub> : Aの代襲相続人
遺言内容	Aが相続開始時に有する財産の全てをXに遺贈し、その負担として債務等も承継させる内容。
エピソード	平成26年、Y <sub>3</sub> 及びY <sub>4</sub> は、東京地裁において、Aに対して貸付金を有していたと主張して、本件遺言に基づく包括受遺者であるXに対して支払を求める訴訟を提起し、平成28年3月30日にXにおいて解決金として1,000万円の支払義務を認めて、そのうちの705万円を支払う等の訴訟上の和解をした。

[125]	東京地裁平成29年10月17日判決（平成27年（ワ）第28033号）
裁判所の 判 断	本件遺言作成の直前の平成22年10月22日時点で認知症の疑いと診断されているにとどまっていること、同日時点で意識清明、見当識・記憶正常、言語正常、神経学的所見としても異常なしと記録されていること、同日の長谷川式スケール21点であったこと等から、たとえ、平成25年1月15日に面会した際の会話の内容が判断能力に疑問を抱かせる内容であったとしても、本件遺言作成時に同様の判断能力しかなかったということはいえず、遺言能力ありとした。
争 点	1 遺言能力の有無、2 錯誤の有無
結 論	有効
遺言年月日	平成22年10月26日 平成26年9月29日
遺言書種別	公正証書
病名等	認知症の疑い 女性
当事者	X <sub>1</sub> : Aの長男 X <sub>2</sub> : X <sub>1</sub> の妻でありAの養子 Y : Aの長女
遺言内容	全ての遺産をYに相続させる内容。長文の付言事項あり（長男X <sub>1</sub> の行動に大変ショックを受けたこと等）。
症 状	意識清明、見当識・記憶正常、言語正常（平成22年10月22日）。若干認知症がある様子が会話より窺える（平成22年11月10日）。
エピソード	遺言者作成の念書（平成22年12月20日）において、X <sub>1</sub> が遺言者を怒鳴る、X <sub>2</sub> が遺言者の悪口をX <sub>1</sub> に言わせているなどと記載あり。平成25年にXらが面会妨害禁止仮処分命令申立（Yが遺言者とXらを会わせないと主張）。
医師の 所見・鑑定	神経学的所見として明らかな異常所見を認めず（平成22年10月22日）。

認知症 スケール等	HDS-R21点（平成22年10月22日）
--------------	-----------------------

[126]	東京地裁平成29年12月4日判決（平成29年（ワ）第1960号）
裁判所の 判 断	末期の病で入院中というだけではAの精神状態が明らかとはならないこと、平成25年のAの配偶者の遺産分割調停では、本件遺言によって形成されたAの配偶者の財産状況を承認していたことから、Aが遺言能力を欠いていたとは認められなかった。
争 点	遺言能力の有無
結 論	有効
遺言年月日	平成5年6月18日 平成5年7月11日死亡
遺言書種別	公正証書
病名等	末期の病
当事者	X <sub>1</sub> ：会社（代表者A→X <sub>2</sub> ） X <sub>2</sub> ：Aの子 Y：Aの子
遺言内容	Aが持分3分の1を有する建物（残り3分の2はX <sub>1</sub> の持分）について、300分の85をAの配偶者に、300分の15をYにそれぞれ相続させる内容。
症 状	本件遺言作成当時、末期の病のため入院していた。
エピソード	平成25年10月9日、X <sub>2</sub> 、Y及びAの子は、Aの配偶者の本件建物の持分につき、X <sub>2</sub> が単独取得するとの内容を含む、Aの配偶者の遺産分割調停を成立させた。

[127]	東京地裁平成29年12月7日判決（平成29年（ワ）第716号）
裁判所の 判 断	公証人は、Aに対して本件遺言内容を項目ごとに説明し、Aからその内容に間違いがない旨を口頭で伝え聞いており、口授を受けたと認められた。Aは本件遺言に至るまでの間、複数回にわたり、税理士、司法書士及び公証人と直接面談し、遺言の内容について相談する等していること、相談相手の税理士等からはAの意思や認識に疑義が示されていないこと、Aが明確に認知症という診断を受けていたことまでは認められないこと等から、遺言能力が認められた。
争 点	1 口授の有無、2 遺言能力の有無
結 論	有効
遺言年月日	平成28年4月18日 平成28年7月1日死亡
遺言書種別	公正証書
病名等	緑内障 肺炎 遺言時86歳 男性

【293】	東京地裁平成元年2月27日（判タ689号289頁）
	遺言書の解釈
	一般に、遺言の解釈に当たっては、遺言書の文言を形式的に判断するだけではなく、遺言者の真意を探求してその文言の趣旨を確定すべきものではあるが、遺言公正証書は、公証人が遺言者の口授した内容を筆記して作成するものであり、遺言者の口授した内容が不明確であるときには、公証人は、当然遺言者の真意を確認して、その内容を確定した上筆記するのが通例であると考えられるので、公正証書遺言の場合には、自筆証書遺言の場合とは異なり、遺言者の真意は、遺言公正証書の文言によっても不明確であるときとかその他特殊な事情の認められるとき以外は、原則として遺言公正証書の文言によって表現されている内容のとおりであると解すべきである。
【294】	東京高裁平成元年4月25日（東高民時報40巻1～4号39頁）
	危急時遺言の確認審判の性質
	危急時遺言の遺言確認審判は、それが遺言者の真意に基づくものであることを確認することにより、その成立を確定することを目的とするものであるが、これによって当該遺言が有効であることまでも確定するものではなく、利害関係人は、この審判が確定したのちにおいても、民事訴訟により当該遺言の効力を争うことができる。
【295】	最高裁平成元年6月20日（判時1318号47頁）
	押印の効力
	第一審：名古屋地裁昭和62年7月20日（判時1259号77頁） 控訴審：名古屋高裁昭和63年4月28日（判時1294号41頁、判タ676号190頁） 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が遺言の全文、日付及び氏名を自書した上、押印することを要するが、右にいう押印としては、遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等を付けて押捺することをもって足りる。
【296】	最高裁平成元年6月23日（判時1318号47頁、判タ704号177頁）
	指印の効力
	第一審：新潟地裁長岡支部昭和61年7月17日（判時1207号110頁） 控訴審：東京高裁昭和62年5月27日（判時1239号54頁、判タ653号128頁） 自筆証書における押印は、指印をもって足りる。
【297】	名古屋高裁平成元年6月29日（倉田卓次「解説・遺言判例140（補訂版）」90頁）
	遺言書の個数の判断
	第一審：名古屋地裁昭和63年3月9日（倉田卓次「解説・遺言判例140（補訂版）」89頁） 遺言書と別紙が同一の封筒に入っていたことから、同書面2通について一体性が認められなかった事例。 数枚の用紙にわたって記載されている遺言書が有効であるというためには、その数枚が契印され又は編綴されている必要はないとしても、その数枚が内容、外形の両面からみて1個の遺言書として作成されたものであることが確認される場合でなければならないことを前提に、別個の封筒に入っており別々に保管されていた文書について1個の遺言書として作成されたものとはいえない。

【298】	東京地裁平成元年7月20日（労民40巻4・5号458頁）
	遺言書の解釈
	退職金規程において、「死亡による退職金の受取人はその遺族とし、遺族の範囲及び順位は労働基準法の定めるところによる。」とされている死亡退職金を遺族のうち1人に遺贈する旨の自筆証書遺言は、死亡退職金の遺贈ではなく受取人を指定したものである。
【299】	広島地裁呉支部平成元年8月31日（家月42巻5号97頁、判時1349号110頁、判タ716号214頁・762号184頁）
	証人の立会いの有無
	公証人が、証人が公証役場に到着する前から遺言者の口授の聴取を開始し、遺言者の口授の間、証人が7mも離れた席について傍観的に聞いていたという事例において、公正証書遺言が証人の立会いを欠くとして無効とされた。
【300】	横浜地裁平成元年9月7日（判時1341号120頁、判タ762号184頁）
	口授の有無
	公証人が、あらかじめ用意した遺言内容の写しを遺言者（ベッドで上半身を起こしていた。）に交付した上、その内容を一項ごとに区切って読み上げ、その都度遺言者がうなずいた事案で口授を否定した。
【301】	名古屋高裁平成元年11月21日（家月42巻4号45頁）
	死因贈与における執行者選任の可否
	死因贈与における執行者選任の申立てについては、申立権の濫用と認められる場合でない限り、民法1010条に基づく執行者の選任は許されるべきである。
【302】	静岡地裁沼津支部平成元年12月20日（判タ719号187頁）
	遺言能力の有無
	遺言者は遺言書作成当時89歳で、昭和59年8月12日に脱水症による意識障害を起こして緊急入院し、翌13日病床で自己の全財産を市に遺贈する旨の遺言公正証書を作成し、同月29日に死亡した。
	本件は、この遺言書の有効性をめぐって代襲相続人である甥と姪らと市との間で争いになった。裁判所は、公正証書遺言に、意思能力の欠如及び方式違反は認められず有効とした（3人の医師のうち2人が意思能力を欠いていたとの見解であったが、遺言の内容が概括的で簡明であること、立会い証人や公証人の証書を措信できるものとして意思能力を肯定した。）。
【303】	大阪高裁平成2年2月28日（家月43巻4号40頁、判時1372号83頁、判タ737号210頁）
	遺言の対象となった土地の合筆・分筆と遺言の効力
	土地の合筆・分筆等の登記手続は、土地そのものの処分とはいえないから、遺言の対象となった土地が後に合筆・分筆された場合、その部分の遺言が無効となるものではない。

【304】	東京高裁平成2年8月7日（判時1362号50頁、判タ761号247頁） 不適式な加除訂正と遺言の効力
	第一審：東京地裁平成元年11月24日（平成元年（ワ）第6012号） 遺言書に不適式な加除訂正等の書き込みがなされた場合であっても、当該部分が判読可能である限りは、その書き込みによって、遺言の効力は影響を受けない。
【305】	仙台地裁氣仙沼支部平成2年10月4日（家月46巻4号37頁） 共同遺言か
	控訴審：仙台高裁平成4年1月31日（家月46巻4号32頁） 上告審：最高裁平成5年10月19日（家月46巻4号27頁、判時1477号52頁、判タ832号78頁） 共同遺言に当たらずカーボン紙による遺言を有効とした。
【306】	東京地裁平成2年12月12日（家月43巻5号35頁、判時1376号88頁） 遺言無効確認訴訟における確認の利益の有無
	1個の公正証書によってされた遺言の一部分についての、遺言後の撤回を理由とする遺言の無効確認の訴えを、現在の具体的法律関係に置き換えてその存否の確定を訴求すればよいとの理由で確認の利益がないとして却下した事例。
【307】	東京地裁平成3年3月29日（判時1404号96頁、判タ768号220頁） 遺言に民法95条の適用があるか等
	遺言も意思表示を内容とする法律行為であるから民法95条（錯誤の規定）が適用される。口授があったものと認められた。 在日外国人の公正証書遺言について、公証人があらかじめ準備した日本語の草案を一区切りずつ読み上げ、それが通訳されて遺言者が確認し訂正箇所を指摘したりしつつ、2時間半かけて作成されたという事案。 本件土地及びその地上建物の売却代金が63億円という巨額な紛争であった。
【308】	最高裁平成3年4月19日（民集45巻4号477頁（いわゆる香川判決）） 遺言書（「相続させる」）の解釈
	第一審：東京地裁昭和62年11月18日（民集45巻4号500頁） 控訴審：東京高裁昭和63年7月11日（判タ675号266頁） 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合には、当該遺言において相続による承継を当該相続人の意思表示にからせたなどの特段の事情のない限り、何らの行為を要せずして、当該遺産は、遺言者の死亡の時に直ちに相続により承継される。
【309】	東京地裁平成3年6月27日（判時1414号88頁） 遺言執行者がいる場合において、相続人の1人が他の相続人に対して贈与によって建物を取得したとして所有権移転登記手続を請求できるか
	遺言執行者が存在する場合において、相続人の1人が他の相続人を相手に贈与によって相続財産中の建物を取得したとして所有権移転登記手続を請求する訴えが不適法却下された事例。

【310】	<p>東京高裁平成3年6月27日（判タ773号241頁）</p> <p>書面によらざる死因贈与の取消しの可否</p> <p>書面によらない死因贈与契約は贈与者の死後相続人により取り消すことができる。</p>
【311】	<p>東京地裁平成3年7月25日（判タ813号274頁）</p> <p>遺言書の解釈</p> <p>本件遺言は、本件土地を含む一切の財産を8名の相続人のうちの遺言者の子2名に平等に相続させるというものであるから、遺言者による相続分の指定（民法902条）があったものと解される。</p>
【312】	<p>仙台高裁秋田支部平成3年8月30日（家月44巻1号112頁）</p> <p>口授の有無</p> <p>第一審：秋田家裁昭和63年3月16日（昭和63年（家）第129号） 推定相続人かつ受遺者である者が、公証人の面前で遺言者に遺言内容を問い合わせ、遺言者がうなずいたのに基づいて公証人が筆記したことは遺言者が口授したものとはいえず、かつ、証人2名のほかに推定相続人で受遺者である者が事実上の立会人となつたとして、公正証書遺言を無効とし、これを有効とした原審の遺産分割審判を取り消して差し戻した事例。</p>
【313】	<p>最高裁平成3年9月12日（判タ796号81頁）</p> <p>「相続させる」遺言の効力</p> <p>第一審：大阪地裁昭和61年4月24日（昭和59年（ワ）第5402号） 控訴審：大阪高裁平成2年2月28日（判タ737号210頁） 「相続させる」との遺言により、当該相続人は何らの行為を要せず、遺言者の死亡時に当該遺産を相続により取得する。</p>
【314】	<p>東京地裁平成3年9月13日（判時1426号105頁）</p> <p>存在しない日付の記載と遺言の効力等</p> <p>自筆証書遺言の効力について、存在しない日付の記載は明らかに誤記であり無効ではないとされた事例。 加除変更につき適式な方式を具備していない場合でもこれによって遺言書が無効になるのではなく、遺言書は加除変更がなかったものとして有効である。 遺贈された土地の範囲につき、詳細に事情を認定してその範囲を特定した事例。</p>
【315】	<p>広島高裁平成3年9月27日（家月44巻5号36頁）</p> <p>遺言書の解釈</p> <p>夫が「事実上離婚が成立しているものと考えて私の現在の財産年金の受給権は○○（妻）にわ一切受け取らせないようにお願いします。」と記載された自筆証書遺言について、別居の事情、別居から死亡までの事情、本件遺言書の記載内容を検討すると、本件遺言の趣旨は、妻の相続分を零と定めた趣旨であると解すること</p>